



今月のテーマ

「ジェンダー平等・多様性」

6 月 5 日、18 時より近鉄五位堂駅において「連合奈良の日」街頭宣伝を行いました。

連合は 2004 年より 6 月を「男女平等月間」と定め、男女平等参画社会実現にむけて集中的に取り組んでいます。性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、互いに支え合うことのできる職場・社会の実現にむけ、ともに取り組んでいこうとアピールしました。

男女雇用機会均等法が成立して 40 年余りが経過しました。この間、育児介護休業法や女性活躍推進法など法整備もされてきています。連合は誰もが働きやすく、また働き続けられる職場づくりをめざします。

あわせて、6/9 と 6/10 の全国一斉集中労働相談ホットラインの周知を行いました。



労働相談ホットライン

フリーダイヤル いこうよ れんごうに
☎ 0120-154-052

安心して働きた！
働くあなたの
味方です！



ハラスメントのない社会へ

2026 年 10 月 1 日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマー・ハラスメント



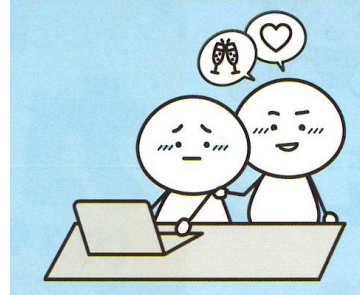
職場における「カスタマー・ハラスメント」とは、職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

改正労働施策総合推進法・指針の改正により、カスタマー・ハラスメントの防止のために、事業主が講じなければならない措置が定められます。また、改正男女雇用機会均等法・指針により求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント対策も義務化されます。

どちらも事業主は防止対策方針を明確にするとともに、相談体制の整備、事後の迅速かつ適切な対応等を行わなければなりません。

10 月の改正に向け、労働組合として事業主に対し確認をしていく必要があります。

セクシュアル・ハラスメント



はたらくのそばで
ともに歩む